

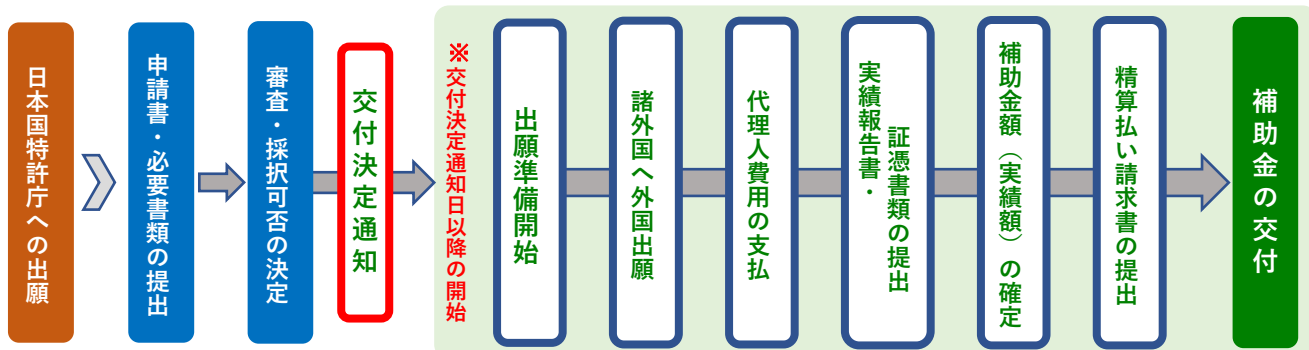
「海外出願・侵害対策支援事業」の公募について

公益財団京都産業21では、知的財産権を活用し、海外の出願国において事業展開を行う府内中小企業者の皆様のため、海外出願・侵害対策支援事業費補助金（外国出願支援事業）を実施します。
外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の出願に要する経費の一部を補助します。

受付期間 令和4年5月9日（月）～ 5月25日（水）

公募内容	概要
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 京都府内に本社を置く中小企業者等（みなし大企業を除く） 地域団体商標に係る外国出願の場合は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人
対象案件	<p>申請書提出時点において、既に日本国特許庁に出願済であって、以下のいずれかに該当する方法により、交付決定日から令和4年12月20日（火）までに外国特許庁へ同一名義かつ同一内容の出願を行った上で弁理士等に支払を完了し、令和5年1月20日（金）までに京都産業21へ実績報告書を提出予定であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁へ出願を行う方法 特許協力条約に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法） ハーグ協定に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法 マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法 <p>※交付決定前に外国出願した案件は対象とはなりません。（弁理士等への発注を含む。） また、交付決定前に発生した費用（例えば翻訳費）についても補助対象になりません。</p>
補助内容	<p>■採択予定件数 特許10件 実用新案1件 意匠1件 商標及び冒認対策商標5件</p> <p>■補助率 1/2以内（補助対象経費を1/2にした後、千円未満は切り捨て）</p> <p>■1企業の補助金総額(1会計年度内：消費税等を除く) 300万円以内/年</p> <p>■1出願別の補助金額(1会計年度内：消費税等を除く)</p> <p>(イ) 特許 150万円以内/件</p> <p>(ロ) 実用新案、意匠又は商標（冒認対策商標は除く） 60万円以内/件</p> <p>(ハ) 冒認対策商標 30万円以内/件</p>
補助対象経費	<p>○外国出願料 ○現地代理人費用 ○国内代理人費用 ○翻訳費用 など</p> <p>※日本国特許庁へ出願経費及び消費税、海外付加価値税（VAT）等は対象外です。</p>
審査及び採択	<p>■審査委員会による1次審査（書類審査等）、2次審査（申請者のプレゼン・質疑応答等）</p> <p>■審査委員会（プレゼン審査等）：令和4年6月21日（火）（予定）</p> <p>■採択事業者決定：6月下旬～7月初旬（予定）</p>
申請書等	<p>■申請書は、ホームページからダウンロード https://www.ki21.jp/kobo/r4/tokkyo/index.html</p> <p>■応募に当たっては、ホームページ掲載の実施要領、公募要領、申請書等記入例、よくある質問等をご確認ください。</p> <p>■必要書類は公募要領等でご確認ください。</p>
提出方法	<p>■申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付し、下記の方法でご提出ください。</p> <p>■締切日時：5月25日（水） 午後5時必着 ■提出先：（公財）京都産業21 事業成長支援部</p> <p>■提出方法： 持参、郵送・宅配便又は電子メール（JGrantsを併用した申請も可能。詳細はお問合せください。）</p>

申請から支援の流れ



※ 応募をお考えの場合は、事前に（公財）京都産業21までご連絡ください。

提出先
問合せ先

公益財団法人京都産業21 事業成長支援部
TEL:075-315-9425 E-mail:sangaku@ki21.jp
〒600-8813 京都市下区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1F